

第4節 仕組みをよりの確に運用する

1 環境活動が評価される仕組みの運用

1-1 みえ環境大賞

個人、NPO、企業、学校等が行う環境保全等の活動や環境経営の取組の中から、特に優れた取組を表彰する「みえ環境大賞」の募集を行いました。第4回となる平成27(2015)年度は25件の応募があり、環境活動部門4件、環境経営部門2件を表彰しました。

第4回受賞者

〔環境活動部門〕

- ・井上誠二（四日市市）
- ・シャープ株式会社三重工場（多気町）
- ・「竹の都・明和」農業生産研究会（明和町）
- ・株式会社松阪協働ファーム（松阪市）

〔環境経営部門〕

- ・愛知機械工業株式会社松阪工場（松阪市）
- ・シャープ株式会社亀山工場（亀山市）

2 環境影響評価の実施

2-1 環境影響評価制度

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測および評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町長、住民等の意見を聴いた上で、事業者自らが環境配慮を行い、開発事業等を実施することにより、自然環境・生活環境を保全していくための制度です。

本県では、昭和54(1979)年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、この制度により環境保全を進めてきましたが、平成9(1997)年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、三重県の環境影響評価制度についても、制度の充実・強化を図るため、平成10(1998)年12月に三重県環境影響評価条例を制定し、平成11(1999)年6月12日から全面施行しました。

また、平成23(2011)年と平成25(2013)年に環境影響評価法が改正されたこと、三重県環境影響評価条例の制定から16年以上が経過していることをふまえ、平成28(2016)年3月22日、

条例の一部を改正しました。

- ① 平成23(2011)年法改正により導入された、方法書要約書の作成、方法書説明会の開催、環境影響評価図書等のインターネットの利用による公表の各手続を、条例に基づく環境影響評価手続にも導入しました。
- ② 福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する適用除外規定を削除する法改正が平成25(2013)年に行われたことをふまえ、条例においても同様の適用除外規定を削除し、放射性物質による環境影響も条例に基づく環境影響評価手続における評価項目としました。
- ③ 近年、メガソーラー事業のため県内各地の森林等において大規模な開発計画が進められていることをふまえ、従来の条例に基づく環境影響評価手続の規模要件未満の造成事業についても一定の環境配慮がなされるように、一部の「対象事業」の規模要件の1/2以上の規模の事業を「準対象事業」とし、文献調査などの簡易な調査方法による環境影響評価(簡易的環境アセスメント)手続を導入しました。

なお、条例に基づく手続きの体系は、図3-4-1に示すとおりです。

要綱施行も含め、平成27(2015)年度末までに評価書作成までの一連の手続きが終了したものは142件です。

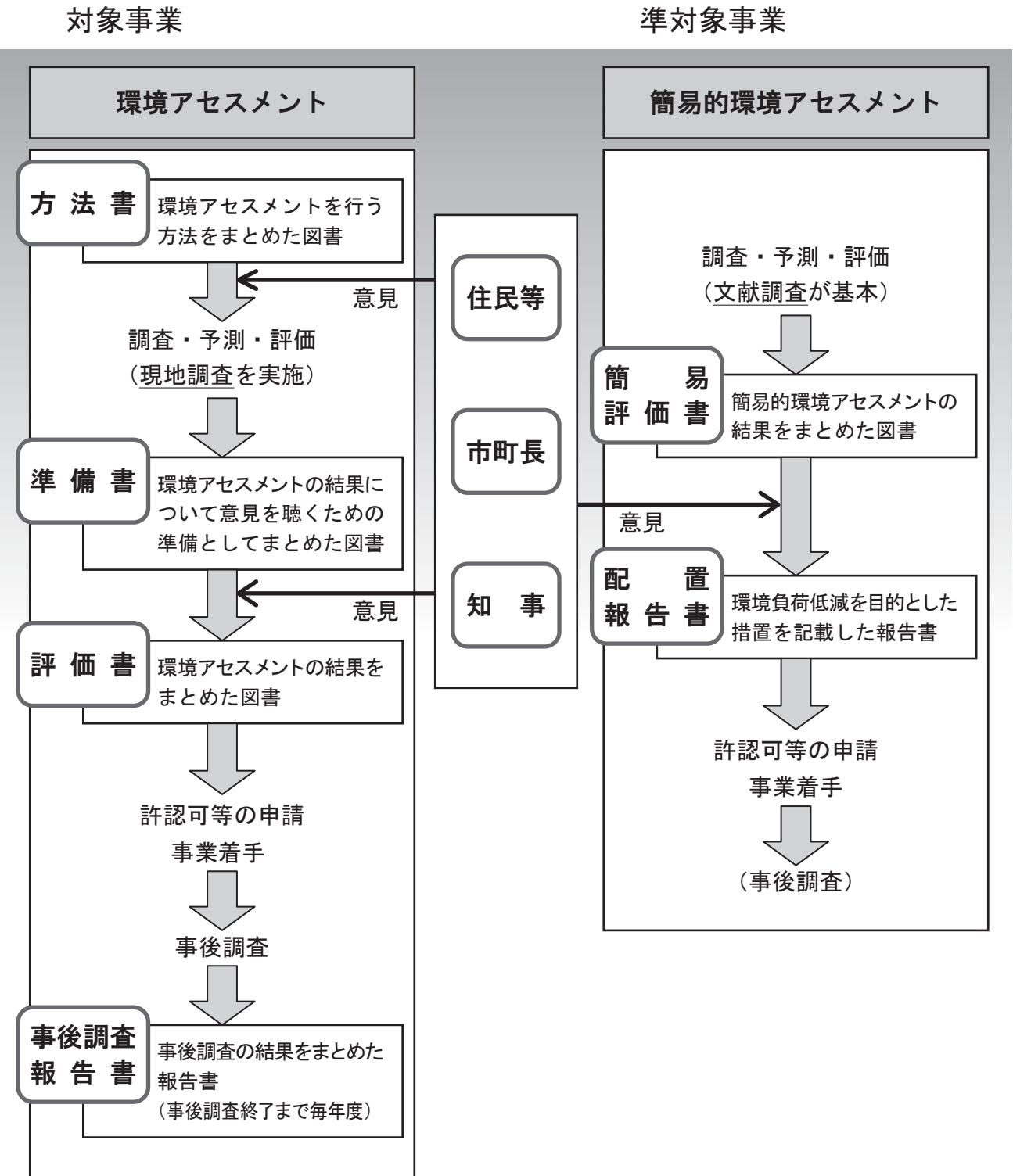
平成27(2015)年度は、2件の事業(道路、風力発電所)の配慮書、4件の事業(用地造成、火力発電所、廃棄物焼却施設、道路)の方法書について、地域および事業の特性を考慮し、大気環境や水環境の保全、希少動植物の保護と生態系の保全等について配慮するよう三重県環境影響評価委員会の答申を受けて、知事意見を述べました。

環境影響評価手続であらかじめ調査・予測・評価を行った内容について、事業者自らが実際の影響を調査し、また、影響が大きい場合にどのように対処を行ったかをまとめた事後調査報告書については、16件提出されました。

3章4節

● 仕組みをよりの確に運用する

図3-4-1 三重県環境影響評価の手續フロー図



第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

3 公害事前審査制度の活用

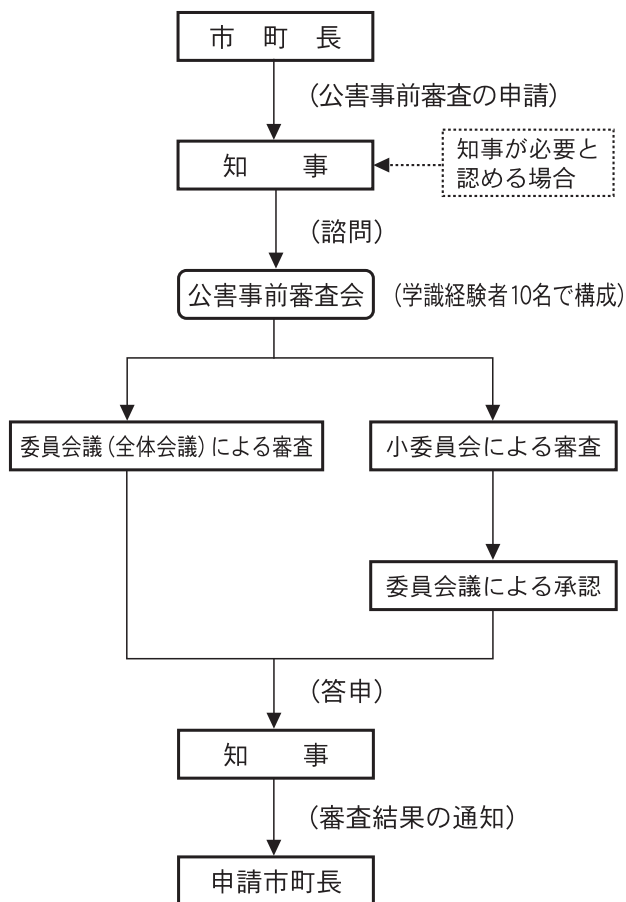
3-1 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47(1972)年7月に三重県公害事前審査会条例を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法または条例に基づく排出基準等の適合性についてであり、学識経験者による慎重な検討が行われます。

平成27(2015)年度までに審査を実施したものは、192件です。

図3-4-2 公害事前審査の手続き



4 環境保全協定の締結促進

4-1 環境保全協定締結の促進

三重県環境基本条例第5条では、事業者の責務として「事業者は、市町長等と環境の保全に関す

る協定を締結するように努めなければならない。」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町等では環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成27(2015)年度末で1,316件となっています。

5 公害紛争への対応

5-1 公害健康被害者に対する補償給付

本県における公害健康被害者の発生は、四日市市塩浜地区の石油化学コンビナートが本格的に操業をはじめた昭和35(1960)年頃からみられるようになり、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患(いわゆる「四日市ぜん息」)が多発し、大きな社会問題となりました。こうした事態に対応するため、公害健康被害者を救済する制度の整備が進められ、昭和40(1965)年5月には、四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度(自己負担分を市が負担)が全国に先駆けて発足しました。

国においても、昭和44(1969)年12月に、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法が制定され、公害健康被害者として認定された方に対する医療費、医療手当および介護手当の支給が行われるようになり、昭和49(1974)年9月には、公害健康被害補償法が施行され、医療費等に加え障害補償費や遺族補償費など財産的損失に対する補償の給付も行われるようになりました。

これらの法制度において、本県では、四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地と旧楠町全域が指定地域として定められ、同地域に一定期間以上居住または通勤して健康に被害を受けた方が公害健康被害者として認定されました。

その後、大気環境の改善の状況をふまえ、昭和62(1987)年9月に公害健康被害補償法は、公害健康被害の補償等に関する法律に改正されました。この改正により、昭和63(1988)年3月にすべての指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりましたが、既に認定

3章4節

● 仕組みをよりの確に運用する

を受けた公害健康被害者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付が行われていきます。

四日市市における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については次の表の示すとおりです。

表3-4-1 被認定者数の推移（単位：人）

年度	年度末被認定者数	
	四日市市	楠 町
H14	515	49
H15	501	49
H16	523	—
H17	512	—
H18	499	—
H19	488	—
H20	476	—
H21	462	—
H22	450	—
H23	433	—
H24	422	—
H25	411	—
H26	394	—
H27	377	—

※楠町は平成17年2月7日付で四日市市に編入合併

表3-4-2 年齢階層別被認定者数（平成28年3月31日現在）
（単位：人）

年齢	四日市市		
	男	女	計
0 ～ 14	—	—	—
15 ～ 29	—	—	—
30 ～ 44	39	21	60
45 ～ 59	72	52	124
60 ～ 64	3	4	7
65 ～	68	118	186
計	182	195	377

表3-4-3 疾病別被認定者数（平成28年3月31日現在）
（単位：人）

疾病名	四日市市		
	男	女	計
慢性気管支炎	31	45	76
気管支喘息	151	150	301
喘息性気管支炎	0	0	0
肺気腫	0	0	0
計	182	195	377

5-2 健康被害予防事業の実施

平成27(2015)年度には次の事業(表3-4-4)を実施しました。

表3-4-4 健康被害予防事業の実施状況

実施主体	四日市市
事業名	アレルギー健診事業
対象	1歳半児及び3歳児
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師、栄養士による相談事業を行う。
実施場所	四日市市総合会館 5階
開催回数又は開催月日	年6回
参加人数	46名
事業名	チャレンジ・デイキャンプ
対象	ぜん息をもつ小学生とその保護者
内容	問診、呼吸機能測定、自己管理に必要なぜん息学習等
実施場所	三重北勢健康増進センター 四日市市少年自然の家
開催回数又は開催月日	7月4日、7月26日、11月8日、12月5日
参加人数	延べ87人

5-3 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 公害に係る苦情処理

公害に関する苦情については、公害紛争処理法(昭和45(1970)年6月制定)に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。

また、同法には、公害苦情相談員制度が定められており、本県では環境生活部および各地域防災総合事務所・地域活性化局に公害苦情相談員を配置しています。

① 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成26(2014)年度に県または市町が取り扱った公害苦情件数は1,494件でした。

② 地区別苦情取扱状況

公害苦情件数1,494件を発生地域別に見ると、北勢地域が48.1%、中南勢地域が25.3%、伊勢志摩地域が18.9%、伊賀地域が2.2%、東紀州地域が5.5%となっています。

公害苦情件数を主な発生原因別に見ると、焼却(野焼き)が365件(24.4%)と最も多くなっています。

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

図3-4-3 種類別公害苦情件数の推移

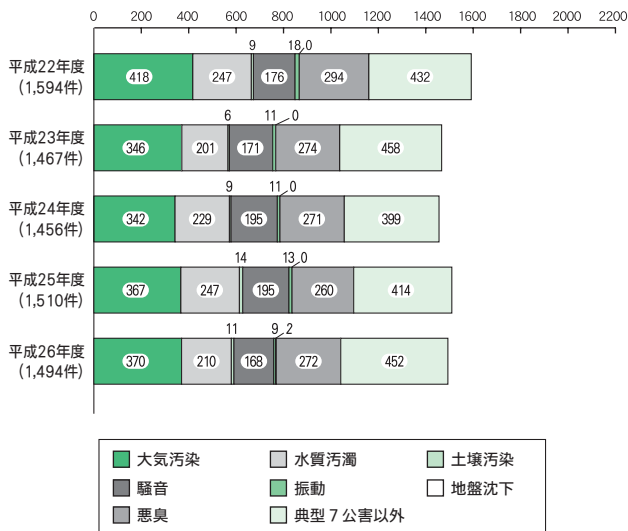
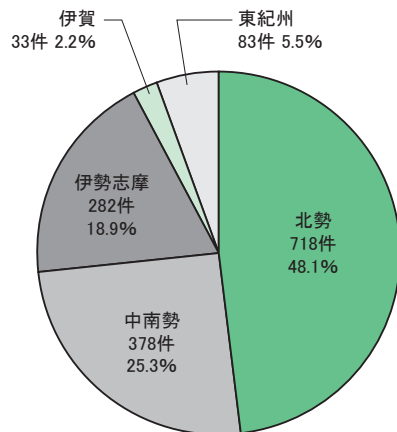


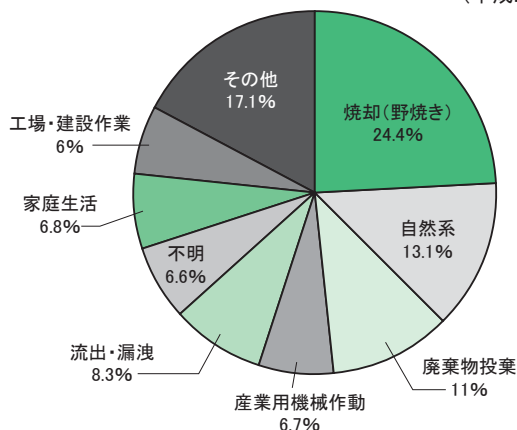
図3-4-4 地域別公害苦情件数（平成26年度）



(注) 北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町
 中 南 勢…津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
 伊 賀…伊賀市、名張市
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

図3-4-5 公害苦情の主な発生原因別苦情件数

(平成26年度)



(2) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき昭和45(1970)年11月に三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行っています。

表3-4-5 公害紛争処理に基づく最近の事件一覧表

年度	処理種別	処理事件名	終結区分
H21	調 停	コンクリート製造工場騒音等被害防止請求事件	打ち切り
H22	調 停	惣菜工場騒音被害防止請求事件	打ち切り
H26	調 停	解体工事に伴う振動被害補償等請求事件	打ち切り
H26	調 停	グレーチング製造工場騒音被害防止請求事件	打ち切り
H27	調 停	製氷冷蔵会社からの振動等被害防止請求事件	打ち切り
H27	調 停	廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事件	取り下げ

3章4節

● 仕組みをより的確に運用する